

議案第15号

寒川町防災会議条例及び寒川町地震災害警戒本部条例の一部改正について

寒川町防災会議条例及び寒川町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約の施行に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町防災会議条例及び寒川町地震災害警戒本部条例の一部を改正する
条例

(寒川町防災会議条例の一部改正)

第1条 寒川町防災会議条例(昭和39年寒川町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第10号を第12号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 茅ヶ崎市の消防職員

(8) 茅ヶ崎市保健所の職員

(寒川町地震災害警戒本部条例の一部改正)

第2条 寒川町地震災害警戒本部条例(昭和54年寒川町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 茅ヶ崎市の消防職員のうちから町長が任命する者

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(第1条関係)寒川町防災会議条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>～略～</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(加える)</p> <p><u>(7)～(10)</u> (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>～略～</p> | <p>～略～</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 茅ヶ崎市の消防職員</u></p> <p><u>(8) 茅ヶ崎市保健所の職員</u></p> <p><u>(9)～(12)</u> (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>～略～</p> |

(第2条関係)寒川町地震災害警戒本部条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>～略～</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(加える)</p> <p><u>(4)・(5)</u> (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>～略～</p> | <p>～略～</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 茅ヶ崎市の消防職員のうちから町長が任命する者</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>～略～</p> |

(改正附則)

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> |